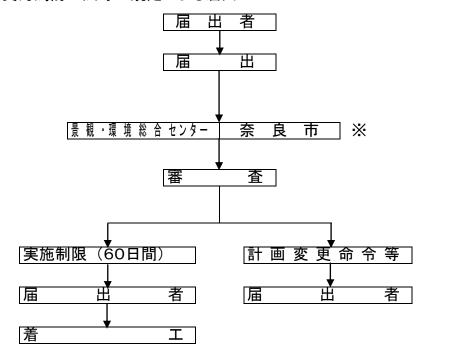
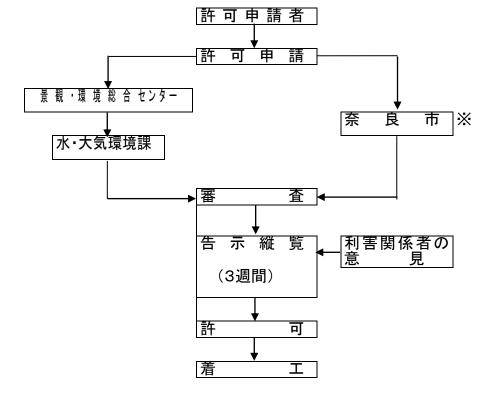
8 水質汚	<b>蜀防止法等の規定による届出等</b>	令和	7年4月1日現在
根拠法令	水質汚濁防止法(第5条等)	担当課	水•大気環境課
	瀬戸内海環境保全特別措置法(第5条等)		水 環 境 係
	奈良県生活環境保全条例(第27条等)	担当係	0742-27-8737
制度の概要	工場及び事業場から公共用水域に排出される	水の排出』	及び地下に浸透す
	る水の浸透を規制する。		
目 的	公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図ることにより、国民の健康を		
	保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。		
対象地域	県内全域		
規制内容	1 水質汚濁防止法2条2項に規定する特定施詞	设(同法2条	3項に規定する指
	定地域特定施設を含む。)、同条8項に規定する有害物質使用特定施設及		
	び同法5条3項に規定する有害物質貯蔵指定施設を設置又は変更する場		
	合、その工事に着手する60日前までに景観・環境総合センター(奈良市内		
	の特定事業場は奈良市)に届出が必要		
	2 奈良県生活環境保全条例2条1項7号に規定する汚水等排出施設を設置		
	又は変更する場合、その工事に着手する60日前までに景観・環境総合セ		
	ンターに届出が必要		
	3 瀬戸内海環境保全特別措置法の適用を受ける区域で、1日当たりの排出		
	水の最大量が50m <sup>3</sup> 以上の特定事業場において、特定施設を設置又は変		
	更する場合、知事の許可が必要		
	4 適用除外		
	(1)鉱山保安法に規定する鉱山		
	(2)電気事業法に規定する電気工作物を設置する工場又は事業場		
	(3)海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設で		
	ある特定施設を設置する工場又は事業場		
許可等の基準	1 水質汚濁防止法3条1項及び2項(昭和46:	年6月総理	府令第35号排水
	基準を定める総理府令)並びに同法8条1項(水質汚濁防止法施行規則6		
	条の2)に定める排水基準による。		
	2 水質汚濁防止法12条の4(水質汚濁防止法	施行規則8	8条の2から8条の
	7)に定める有害物質使用特定施設等に係る構造基準等による。		
	3 奈良県生活環境保全条例26条(奈良県生活環境保全条例施行規則16		
	条)に定める排水基準による。		
	4 水質汚濁防止法3条3項の規定による排水基準を定める条例に定める排		
	水基準による。(同条例に定める水域に限る。)		
	5 瀬戸内海環境保全特別措置法6条に定める	許可基準に	はる。

## 手 続 の フロー図

1 水質汚濁防止法等の規定による届出



- ※ 奈良市内の事業場については奈良市に、それ以外は景観・環境総 合センターに届出
- 2 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による許可申請



※ 奈良市内の事業場については奈良市に、それ以外は景観・環境総合センターに申請